

森町制限付一般競争入札試行要領

平成21年 5 月15日

森町訓令第19号

[沿革] 平成 22 年 4 月 1 日訓令第 11 号、平成 23 年 3 月 7 日訓令第 3 号、平成 24 年 5 月 26 日訓令第 16 号、平成 25 年 3 月 14 日訓令第 3 号、平成 26 年 1 月 29 日訓令第 1 号改正、平成 26 年 3 月 11 日訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この要領は、他に定めのあるものを除き、町が発注する工事等のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の試行実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計等 設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務をいう。
- (2) 工事等 工事及び設計等をいう。
- (3) 事前審査型 制限付一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を、入札前に行う方式をいう。
- (4) 事後審査型 制限付一般競争入札に参加するための入札参加資格審査を、入札後に落札候補者から順に参加資格の根拠となる資料等において行い、適格である者を落札者として決定する方式をいう。
- (5) 落札候補者 落札を保留した場合において、落札決定者の候補となる者をいう。価格のみにより落札者を決定するものにあつては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者をいう。（ただし、最低制限価格等を設けた場合はこの限りでない。）また、総合評価方式により落札者を決定するものにあつては、予定価格の制限の範囲内で総合評価値が最も高い者をいう。

(対象工事等)

第 3 条 町長は、競争入札により工事等を発注しようとするときは、制限付一般競争入札を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事等の性質、目的その他特別な事情により制限付一

般競争入札に適さないと認められる場合は、対象工事等としないことができる。

(入札の告示及び周知)

第4条 制限付一般競争入札の告示は、別記標準告示例により作成し、森町公告式条例（平成17年森町条例第3号）に基づき告示するものとする。

2 前項に定める告示の後、告示文を森町ホームページへ掲載、指定場所における閲覧等の方法により周知するものとする。

3 入札の告示文、入札関係書類の様式等は森町ホームページからダウンロードして使用するものとする。ただし、この方法によることができない者には、契約管理課において、印刷物又は電子媒体（CD-R等で記録が1回のみ可能なものに限る。以下同じ。）による電子ファイルとして記録したものを配布することとし、電子媒体は参加希望者が用意するものとする。

4 新聞社等への情報提供は、森町工事等に係る入札及び契約情報等の公表に関する事務取扱要領（平成21年森町訓令第20号）によるものとする。

(入札参加資格)

第5条 制限付一般競争入札に参加する者（共同企業体の場合においてはその構成員をいう。）に必要な資格は、次に掲げるものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 森町競争入札参加者として、入札に付する対象工事等と同種の工種等について登録されていること。

(3) 森町競争入札参加停止等措置要領（平成21年森町訓令第17号）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の森町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(5) 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者又は監理技術者等が適正であること。

(6) 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

(7) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

- (8) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にあるものが同一入札に参加していないこと（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (10) 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について施工等実績があること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が工事等ごとに必要と認めて定める条件を満たしていること。

- 2 町長は、発注工事の内容に応じ、前項に規定する入札参加資格により難い事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができるものとする。

（審査委員会）

第6条 制限付一般競争に係る入札参加資格の審査等は、森町競争入札審査委員会（森町競争入札審査委員会規程（平成21年森町訓令第18号）による。以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

- 2 審査委員会は、制限付一般競争入札の施行に関し、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 入札参加資格の決定に関すること。
 - (2) 入札参加資格の審査に関すること。
 - (3) 入札参加資格を認めなかった者に対する理由の説明に関すること。
 - (4) その他町長が必要と認めること。

（入札参加資格の決定）

第7条 町長は、第5条の規定に基づき対象工事等ごとに入札参加資格を決定する場合、審査委員会の議を経なければならない。

（入札の参加申請）

第8条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、提出期限までに次の各号に掲

げる入札の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 事前審査型 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（事前審査型）（様式第 1 号）及び次項に掲げる書類

(2) 事後審査型

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（事後審査型）（様式第 2 号）を入札の際に提出するものとする。

イ 落札候補者が決定した場合には、直ちに当該候補者に落札候補者決定通知書（様式第 3 号）により通知し、提出期限までに制限付一般競争入札（事後審査型）審査書類提出書（様式第 4 号）及び次項に掲げる書類を提出するものとする。第 2 順位以降の落札候補者に書類を提出させる場合も同様とする。

2 前項の規定により提出する書類は、次に掲げる書類のうち入札の告示において指定するものとする。

(1) 配置予定技術者調書（様式第 5 号）

(2) 同種工事等実績調書（様式第 6 号）

(3) 特定関係調書（様式第 7 号）

(4) その他町長が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第 9 条 入札参加資格の審査は次のとおりとする。

(1) 事前審査型

ア 町長は、前条に掲げる書類等に基づき入札参加資格を審査したときは、制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第 8 号）により申請者に通知するものとする。

イ 入札参加資格がないと認めた場合は、通知書にその理由を付すものとする。

(2) 事後審査型

ア 入札参加資格の有無の審査は、入札後に落札候補者のみについて行う。ただし、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められた場合には、次順位を繰り上げて落札候補者とし入札参加資格を審査するものとする。この手続きは、落札者が決定するまで繰り返すものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、その理由を付した入札参加資格不適格通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった申請者は、町長が定める日までに、その理由に

ついて書面により説明を求めることができるものとし、町長は、様式第10号により回答し、再度の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。なお、入札参加資格がないと認めた申請者に再審査の結果、入札参加資格があると認めたときは、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の審査及び第2項の回答を行う場合は、あらかじめ審査委員会の議を経なければならない。ただし、入札参加資格の審査は契約管理課長が行うものとし、資格が認められる場合は各委員へ回議により行い、疑義が生じた場合は審査委員会で審査するものとする。

(落札者の決定等)

第10条 落札を保留した場合においては、入札参加資格及びその他の事項について、町長が決定した日をもって落札を決定するものとし、制限付一般競争入札（事後審査型）落札者決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(入札の無効)

第11条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札の告示において示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 森町競争入札参加者心得における無効入札に該当した入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止等措置を受けて入札参加停止期間中である者及びその他事項について、落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札

(設計図書の貸出し等)

第12条 設計図書は、原則として森町ホームページからのダウンロード及び電子媒体に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととする。ただし、これを利用できない者又は電子ファイルにすることが困難な場合は、契約管理課において印刷物の貸出し及び閲覧を行う。

- 2 設計図書の貸出し等の方法は、入札の告示において明らかにするものとする。
- 3 設計図書の貸出しを受けようとする者は、契約管理課へ直接又は電話による申込みを行い、貸出し日時の指定を受けなければならない。なお、貸出しについては、設計図書貸出申請書（様式第12号）を提出するものとする。
- 4 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。この場合は、返却することを要しない。

5 設計図書の貸出し及び閲覧は原則、告示後から入札の前日までとする。

(入札の執行等)

第13条 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。

(工事費等内訳書の提出)

第14条 工事費等の内訳書の提出を求める工事等の場合、入札参加者は第1回の入札時に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を提出するものとし、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること（提出後、積算内容を確認するため詳細な内訳書を求めることができる。）。
- (2) 内訳書に記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）があること。
- (3) 内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう。）と第1回の入札書の記載金額が一致すること。

(標準的日数)

第15条 この取扱いに係る標準的日数は、別図第1及び別図第2に示すとおりとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、制限付一般競争入札の試行実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月15日から施行する。

附 則（平成22年訓令第11号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第16号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の諸様式による用紙で現に残存するもの、又はこの訓令の施行後に何らかの理由により改正前の諸様式を用いたものは、

所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年1月29日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行日から平成26年3月31日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る目的物の引渡しを平成26年3月31日以前に行うものについては、別記標準告示例のうち、この訓令の第2条での改正部分は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成26年訓令第6号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別記標準告示例（第4条関係）

森町告示第 号

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

年 月 日

森町長

記

1 契約担当部局

〒049-2393

北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

森町契約管理課契約管理係

電話 01374-7-1088

FAX 01374-2-3244

2 対象工事（業務）

(1) 町道〇〇号線道路整備工事

※ 工事等が複数ある場合は追加記載し、工事等毎の別表も追加する。

3 入札参加資格：「単体」又は「経常共同企業体」の場合

(1) 入札に参加しようとする者は、下記(2)共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

また、下記7に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加することは認めない。

(2) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 森町競争入札参加者として、入札に付する対象工事等と同種の工種等について登録されていること。

ウ 森町競争入札参加停止等措置要領（平成21年森町訓令第17号）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の森町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 対象工事等の施工等現場に配置する予定の主任技術者又は監理技術者等が適正であること。

カ 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては当該共同企業体の各構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

キ 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

ク 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

ケ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にあるものが同一入札に参加していないこと。（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(ア) 資本関係

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

コ 原則として、過去15年間に対象工事等と同種の工事等について施工等実績があること。

サ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13による建設工事の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定の経営事項審査を受けており、契約締結日において有効な者であること。

シ 一般競争入札参加資格審査申請時において、本町との契約に係る債務不履行等（契約不履行、違約金（損害賠償金を含む。）の支払等）の不当な行為がないこと。

ス 森町が行う建設工事等からの暴力団排除に関する事務処理要綱（平成26年森町訓令第6号）の規定に基づく入札参加の除外措置を受けていない者であること。又、契約の締結までに入札参加の除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、その入札を無効とする。

4 入札参加資格：「特定共同企業体」の場合

- (1) 入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記3(2)共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記(2)の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、下記7に定める条件の全てを満たしていない場合は、当該入札の落札者とししないものとする。

なお、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び2以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

(2) 共同企業体の結成条件

- ア 構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。
- イ 各構成員の出資の割合が均等割の10分の6以上であること。
- ウ 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- エ 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

5 入札関係書類の配布

- (1) この告示の後、告示文（別表含む。）及び入札関係書類の様式等は、対象工事等ごとに定める競争入札参加資格の申請書提出期限まで森町ホームページ（<http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- (2) 上記(1)の方法によるほか森町の休日を定める条例（平成17年森町条例第2号）（土曜日、日曜日、国民の祝日等）に規定する休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで、上記1に示す契約担当部局においても配布する。
- (3) 上記(2)の配布については、印刷物又は電子媒体（CD-R等で記録が1回のみ可能なものに限る。以下同じ。）による電子ファイルとして記録したものを配布することとし、電子媒体は参加希望者が用意するものとする。

6 一般競争入札参加資格審査申請書及び審査書類の提出期限及び提出方法
対象工事等ごとに別表にて定める。

7 工事費等内訳書に係る入札参加の条件

入札に参加する者は、第1回の入札時に工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を提出

するものとし、次の(1)から(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 内訳書の提出があること。(提出後、積算内容を確認するため詳細な内訳書を求めることがある。)
 - (2) 内訳書に記名押印又は署名(本人の自筆によるもの)があること。
 - (3) 内訳書の合計金額(工事価格又は業務価格(工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格)をいう。)と第1回の入札書の記載金額が一致すること。
- 8 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
対象工事ごとに別表にて定める。
- 9 設計図書等の閲覧及び貸出し
- (1) 設計図書は、原則として森町ホームページ(<http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>)からのダウンロード及び電子媒体に電子ファイルとして記録したものの貸出しを行うこととする。ただし、これを利用できない者又は電子ファイルにすることが困難な場合は、契約管理課において印刷物の貸出し及び閲覧を行う。
 - (2) 設計図書の貸出しを受けようとする者は、契約管理課へ直接又は電話による申込みを行い、貸出し日時の指定を受けなければならない。なお、貸出しについては設計図書貸出申請書を提出するものとする。
 - (3) 電子ファイルによる貸出しを受けようとする者は、電子媒体を持参しなければならない。この場合は、返却することを要しない。
 - (4) 設計図書の貸出し及び閲覧は原則、告示後から入札の前日までとする。
- 10 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)にかかる課税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- 12 入札の執行等
入札の執行回数は原則3回までとする。
- 13 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は審査書類等に虚偽の記載をした者のした入札及び森町競争入札参加者心得における無効入札に該当した入札は無効とする。
- 14 入札参加者の所在地
- (1) 対象工事ごとに別表で定める入札参加者の所在地については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項(建設業の許可)の規定による営業所の所在地であること。又、これに準ずるものとする。
 - (2) 本店は、建設業許可申請書別表(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式1号別表)の「主たる営業所」の欄に記載されているものであること。又、これに準ずるものとする。

- (3) 支店は、「主たる営業所」以外のものとする。ただし、特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所等は該当としない。

15 その他

- (1) 入札保証金、契約保証金、落札者の決定方法は対象工事等ごとに別表にて定める。
- (2) 入札に参加する者は、別紙の森町競争入札参加者心得を承知すること。
- (3) 町長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 詳細は対象工事等ごとの別表による。

16 不当介入に対する報告・通報等

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察へ通報をし、捜査上必要な協力を行わなければならない。この場合において、警察に通報を行ったときは、速やかに事実関係を書面により発注者に報告しなければならない。
- (2) 下請負人等が、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、受注者に速やかに報告するよう指導すること。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察に通報すること。
- (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程が遅れる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (4) 発注者は、受注者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく発注者への報告又は警察への通報を怠ったと認められるときは、町の規則等に基づく措置を講ずることがある。

別表【入札情報】

1	調達案件番号		0925210010		
2	入札方式		制限付一般競争入札（事後審査型）		
3	工事（業務）概要	工事（業務）名	町道〇〇号線道路整備工事		
		工事（履行）場所	森町字御幸町		
		工事（業務）内容	工事延長 L=100m 幅員8.0m（車道5.0m＋歩道3.0m） 車道下層路盤工（t=40cm）750㎡ 車道上層路盤工（t=5cm）750㎡ 車道舗装工（t=3cm）750㎡ 歩道路盤工（t=27cm）400㎡ 歩道舗装工（t=3cm）400㎡ 排水構造物工 1式 縁石工 1式		
		予定工期（履行期間）	契約の次の日から100日間		
4	入札書比較価格	予定価格×100/108	事後公表		
5	発注方式		単体企業		
		構成員の数	－		
6	入札参加資格	工種（業種）	土木		
		等級	B		
		所在地	渡島地域内に本店又は支店を有する者。 （告示文14参照）		
		※施工実績として共同企業体による工事を記載する場合は、出資比率が20%以上であること。	過去15年間（ 年 月 日以降に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）に路床面の不陸整正を伴う車道路盤工を含む道路工事（工事延長50m以上）について元請としての施工実績があること。		
		技術者	同種（土木工事）の施工経験がある者。		
		当該工事に係る設計業務委託の受託者	株式会社〇〇設計（該当がない場合は該当なしと記載）		
		その他	平成21・22年度森町競争入札参加資格審査申請（建設工事）において、「土木」に登録されていること。		
7	入札に関する提出書類等	入札時（持参）	・入札書（代理人の場合は委任状必要） ・入札参加資格審査申請書（様式第2号） （入札の執行前に提出） ・工事費内訳書（入札の際）		
		落札候補者決定通知後（落札候補者のみ）持参	・審査書類提出書（様式第4号） 添付書類 配置予定技術者調書（様式第5号） 同種工事等実績調書（様式第6号） 特定関係調書（様式第7号）		

別表【入札情報】

8	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式 (入札参加資格の確認は落札保留して行う。)
		申請書提出	入札時持参 上記7参照
		審査書類提出期限	落札候補者決定通知書に記載する期限(落札候補者のみ通知する。)
9	入札参加資格がないと認めた者への理由の説明	請求方法	書面(様式は自由)の持参によること。送付または電報によるものは受け付けない。
		請求先及び期限	請求先: 森町 契約管理課契約管理係 入札参加資格不適合通知書に記載する。
		その他	説明を求めた者に対しては、書面により回答する。
10	設計図書の閲覧及び貸出し	閲覧期間	告示日から入札の前日まで
		方法等	・森町ホームページ (http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/) からダウンロード可 ・森町契約管理課において印刷物又は電子ファイルを貸し出す。ただし、電子媒体(CD-R等で記録が1回のみ可能なものに限り)は参加希望者が用意すること。 希望者は、契約管理課へ直接又は電話による申込みを行い、貸出し日時の指定を受け設計図書貸出申請書を提出する。
11	設計図書に対する質問	提出方法	書面によるものとし、持参又はFAX
		提出先及び期限	契約管理課へ 平成21年6月1日まで提出
		その他	質問に対する回答は入札の前日まで閲覧に供するほか森町ホームページに掲載する。
12	入札及び開札の日時・場所等	入札・開札日時	平成21年6月8日(10時～)
		場所	森町役場 新棟2階会議室
		提出方法	持参 上記7参照
13	落札者の決定方法		予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、入札参加資格の審査後決定する。
14	契約締結に関する事項等	契約締結期限	落札決定の通知日から7日以内(最終日が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)
		入札保証金	免除する。
		契約保証金	契約金額の100分の10以上を納付。 ただし、金融機関等の保証、履行保証保険、公共工事履行保証証券等によることができる。

別表【入札情報】

森町告示第 号

15	前払金及び部分払金	前払金	請負代金額が700万円以上かつ工期が50日以上の場合、4割以内。ただし、5,000万円を限度とします。
		中間前払金	無
		部分払金	無
16	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象工事		対象工事である。
17	注意事項		※告示文及び入札心得を参照すること。 ※落札決定者は契約締結までに消費税等課税事業者等の申出書を提出する必要があります。 ※入札回数は初回を含め3回までとします。3回実施後落札候補者が決定しない場合は、原則再入札とします。ただし、随意契約に移行する場合がありますので、見積書も用意願います。(随意契約に移行した場合は、委任状の記載事項に見積りに関する権限も必要です。) ※本入札は工事費等内訳書の提出を全ての入札参加者に求めますので、入札告示本文7に留意し提出してください。なお、提出がない場合又は不備がある場合は入札無効となる場合があります。
18	施行担当課及び電話番号	施行担当課	森町 課
		電話番号	01374-2-2181

様式第 1 号（第 8 条関係）

制限付一般競争入札参加資格審査申請書（事前審査型）

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

年 月 日森町告示第 号による工事（業務）に係る一般競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名（業務名） _____

2 添付書類

- (1) 配置予定技術者調書（様式第 5 号）
- (2) 同種工事等実績調書（様式第 6 号）
（実績を証する契約書の写し等を添付）
- (3) 特定関係調書（様式第 7 号）

※告示において提出を求めた書類を記載

※代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。

様式第2号（第8条関係）

制限付一般競争入札参加資格審査申請書（事後審査型）

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

年 月 日森町告示第 号による工事（業務）に係る制限付一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、すべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名（業務名） _____
- 2 審査に係る事項 _____

項 目		内 容		
1	申請者の所在地 （市町村名まで）	本店		
		支店又は営業所		
2	経営事項審査	審査基準日 年 月 日 （工事のみ）		
3	同種工事（業務） の実績	工事名		
		元請・下請	請負金額	
4	配置予定技術者の 資格	（注 3ヶ月以上の雇用関係にある者）		

- ※ 添付書類の必要はありません。ただし、入札執行後、落札候補者の方は、提出期限までに審査書類を提出するものとします。
- ※ 配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の資格については、一級国家資格者・二級国家資格者・大臣特別認定・実務経験者等をいう。
- ※ 代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。

様式第 3 号（第 8 条関係）

落札候補者決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

森町長 印

下記の工事（業務）について、貴社を落札候補者に決定したので通知いたします。

なお、入札参加資格を審査するため、制限付一般競争入札（事後審査型）審査書類
提出書及び添付書類を提出願います。

記

1 工事名（業務名）

2 提出期限 年 月 日

3 提出場所 森町役場 契約管理課

4 提出書類

(1) 制限付一般競争入札（事後審査型）審査書類提出書（別記第 4 号様式）

(2) 配置予定技術者調書（別記第 5 号様式）

(3) 同種工事等実績調書（別記第 6 号様式）

（実績を証する契約書の写し等を添付）

(4) 特定関係調書（別記第 7 号様式）

※告示において提出を求めた書類を記載

様式第 4 号（第 8 条関係）

制限付一般競争入札（事後審査型）審査書類提出書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記工事（業務）に係る制限付一般競争入札の関係書類を提出しますので、参加資格について審査願います。

なお、提出書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

工事（業務）名	
添 付 書 類	1 配置予定技術者調書（様式第 5 号） 2 同種工事等実績調書（様式第 6 号） （実績を証する契約書の写し等を添付） 3 特定関係調書（様式第 7 号） ※告示において提出を求めた書類を記載

※ 代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。

様式第 5 号（第 8 条関係）

配置予定技術者調書

年 月 日

申請者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

（共同企業体の場合は構成員ごと）

氏 名		現場代理人	主任技術者・監理技術者
最 終 学 歴		(学科) (年卒業)	(学科) (年卒業)
法令による 資格・免許		資格名 : 年 月 日取得	資格名 : 年 月 日取得
雇用(入社) した年月日		年 月 日雇用	(注 3ヶ月以上の者) 年 月 日雇用
工事 (業務) 経験	工事等名		
	発注機関名	(元請・下請)	(元請・下請)
	施工(業務) 場所	(都道府県市町村名)	(都道府県市町村名)
	契約金額	円	円
	工事又は 業務期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	従事役職		
	工事等概要		

注 1 氏名欄の役職は、該当するものを選択してください。

2 主任(監理)技術者は、入札(予定)日時点で、3ヶ月以上の雇用関係がある者。

3 資格については、一級・二級国家資格者、大臣特別認定、実務経験者等をいう。

4 代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。

様式第 6 号（第 8 条関係）

同種工事等実績調書

年 月 日

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
（共同企業体の場合は構成員ごと）

工 事（業 務）名	
発 注 機 関 名	
施 工（業 務）場 所	（都道府県市町村名）
契 約 金 額	
工事又は業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
受 注 形 態 等	単体・共同企業体（出資比率 % 代表者・構成員） 元請・下請
工 事（業 務）概 要	

- 注 1 代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。
- 2 受注形態等は、いずれかを○で囲んでください。
- 3 実績を証する契約書の写し又は発注機関の発注証明書を添付してください。

様式第 7 号（第 8 条関係）

特 定 関 係 調 書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
(共同企業体の場合は企業体名を冠すること)

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。
記

- 1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []
2 他の「森町競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

(2) 人的関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

- 注 1 1 については、特定関係がないことを確認の上「なし」と記載し、また設計業務等に受託者の該当がない場合は「該当なし」と記載すること。
2 2 はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合は、(1)及び(2)は記載の必要はない。
3 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事等の入札告示で表示されている森町の競争入札参加資格を有する者を記入すること。
4 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
5 「所在地」については、主たる営業所が存する市町村名を記載すること。
6 当該調書提出後、落札決定までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。
7 代表者氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかにより記載してください。

様式第 8 号（第 9 条関係）

制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

森町長 印

年 月 日付けで申請のありました工事（業務）に係る制限付一般競争入札（事前審査型）への参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入札告示日及び番号	年 月 日 森町告示第 号
工 事（業 務）名	
入札参加資格の有無	有・無
入札参加資格がないと認めた理由	

注 資格がないと通知された方は、町長に対して資格がないと認めた理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに森町契約管理課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式第 9 号（第 9 条関係）

入札参加資格不適格通知書

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

森町長 印

先に実施した制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者である貴社の入札参加資格審査を実施した結果、下記のとおり不適格と認められましたので通知します。

記

入 札 日	年 月 日
工 事（業 務）名	
入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、 年 月 日までに森町契約管理課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 様
（共同企業体の場合は企業体名を冠する）

森町長 印

入札参加資格がないと認めた理由の説明について（回答）

年 月 日付けで申立てのありました森町が告示した工事（業務）に係る制限付一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明は、次のとおりです。

記

工 事（業 務）名	
入札参加資格がないと認めた理由の説明	

なお、入札参加資格がないと認めた理由の説明について不服がある場合は、再度の申立てを行うことができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに森町契約管理課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式第11号（第10条関係）

制限付一般競争入札（事後審査型）落札者決定通知書

第 号
年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 様

森町長 印

下記の工事（業務）について、貴社を落札者に決定しましたので通知します。

記

- 1 工事（業務）番号
- 2 工事名（業務名）
- 3 入札（開札）日

（契約管理課契約管理係）

様式第12号（第12条関係）

設計図書貸出申請書

年 月 日

森町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
氏 名 印
(連絡先及び担当者)

下記工事（業務）に関する設計図書の貸出しを申請します。なお、当該設計図書の
内容を目的外に使用しないことを誓約します。

記

- 1 工事（業務）名
- 2 工事（業務）場所
- 3 希望する形式 ☐ 電子ファイル
☐ 印刷物

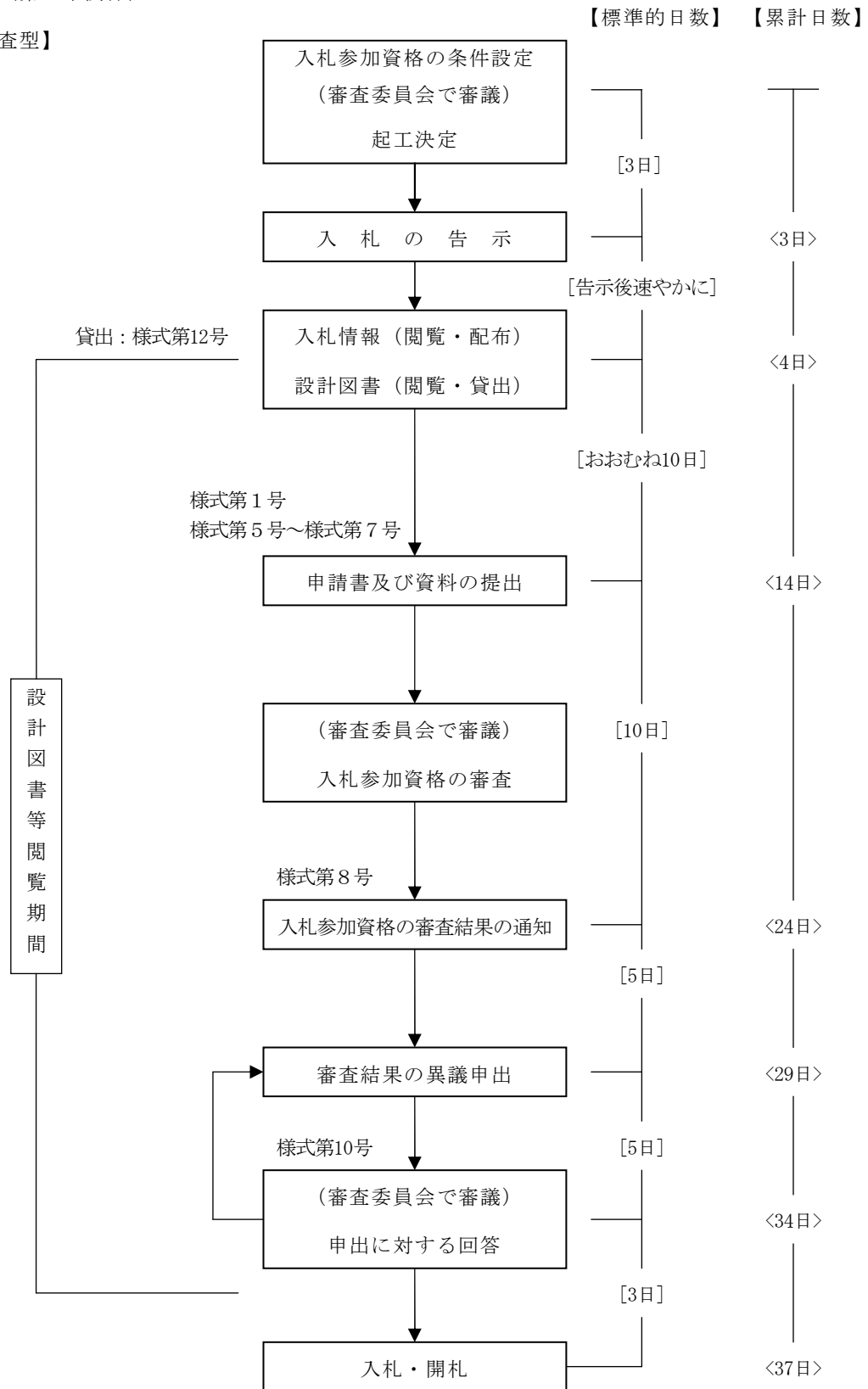
契約管理課 使 用 欄	受 付	月日及び担当者	貸 出	月日及び担当者	返 却	月日及び担当者
----------------	--------	---------	--------	---------	--------	---------

※電子ファイルについては返却を要しません。

※氏名については、記名押印又は署名（本人の自筆によるもの）のいずれかによ
り記載してください。

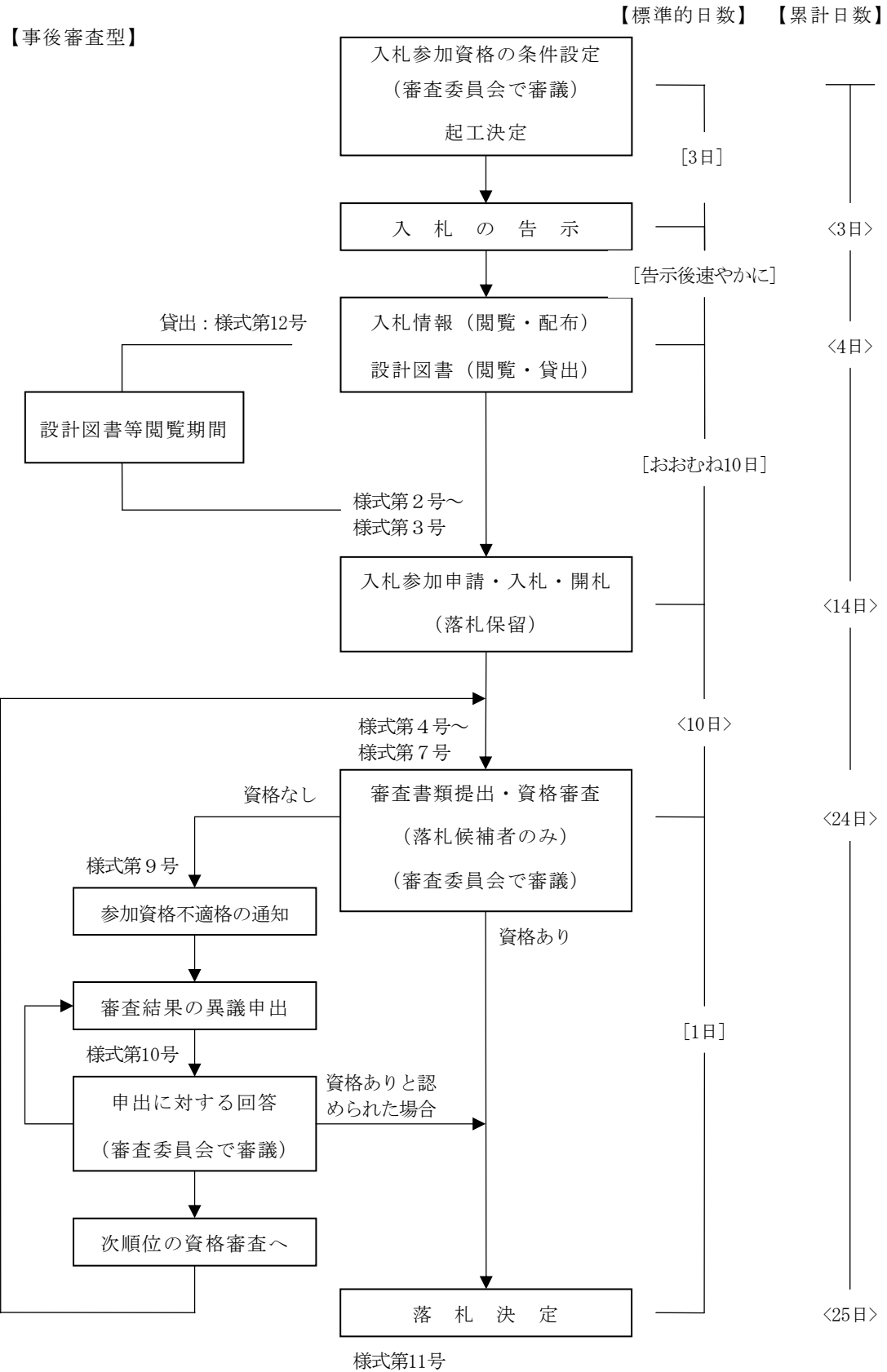
別図第 1 （第15条関係）

【事前審査型】



注 金額に応じて適正な見積期間を確保すること（入札日を含まない）。

別図第 2 （第15条関係）



注 金額に応じて適正な見積期間を確保すること（入札日を含まない）。